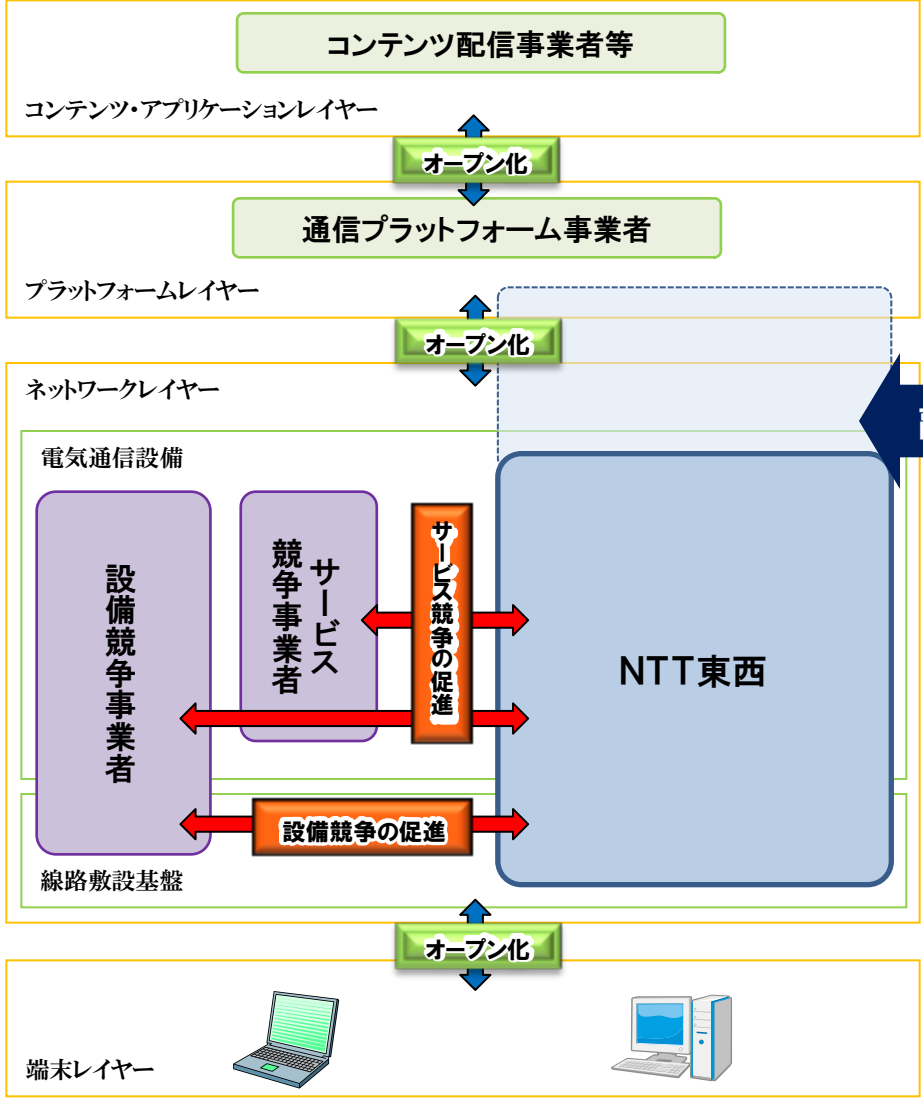


参考資料

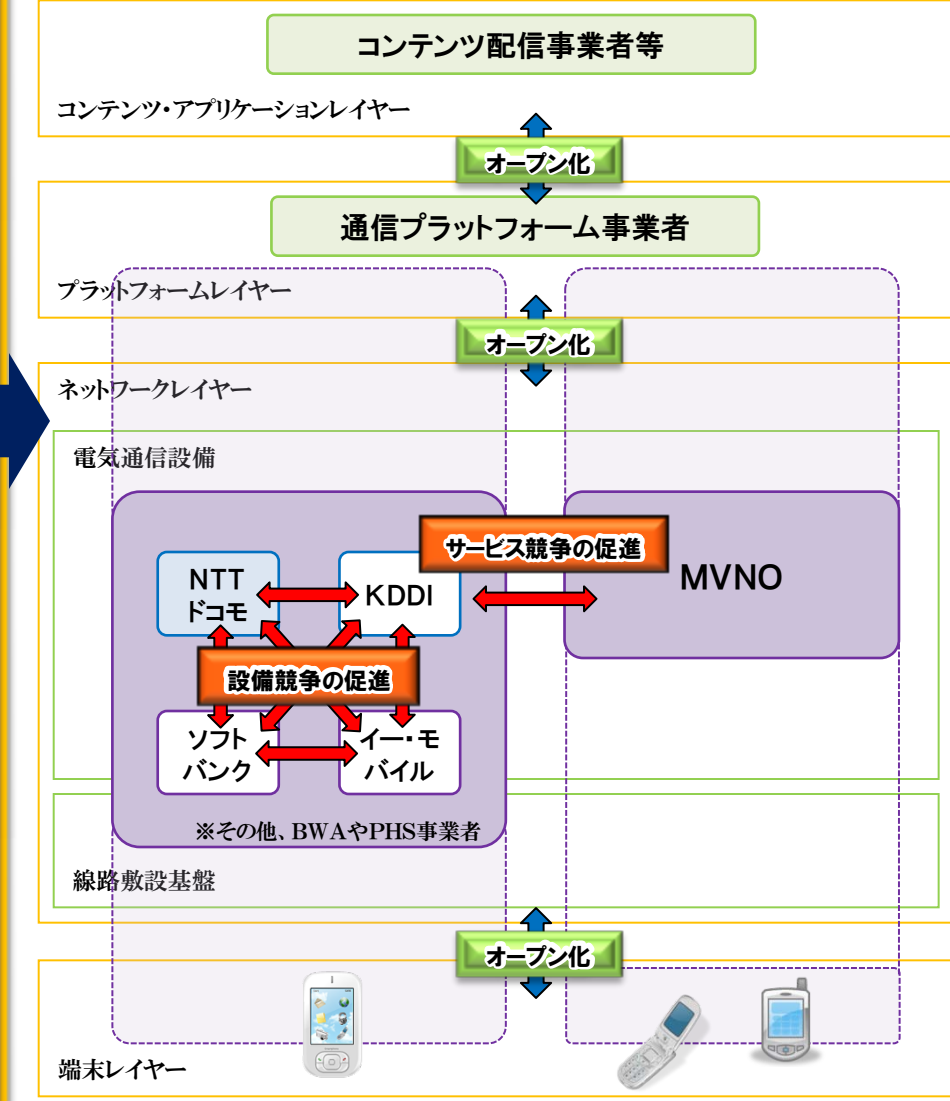
2010年10月26日

固定通信市場・移動通信市場において、レイヤー内・レイヤー間のオープン性の確保を基本として競争政策を推進

固定通信市場



移動通信市場



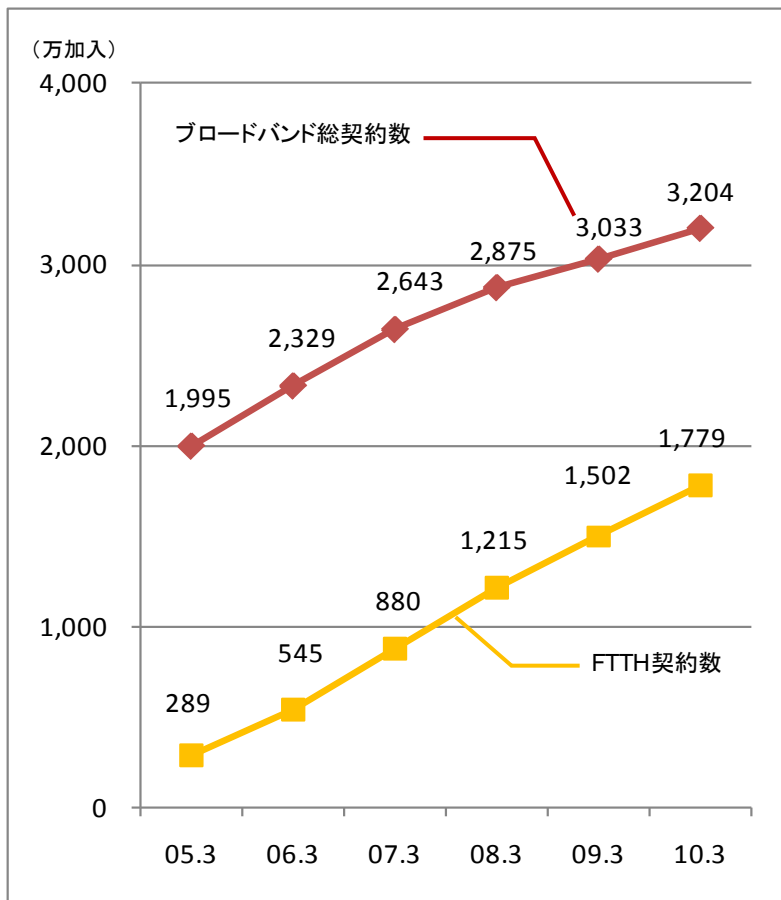
融合

■ ブロードバンド総契約数に占めるFTTH契約数は5割を超えており、今後一層拡大することが見込まれる中で、FTTH市場においてNTT東西のシェア(74%)が上昇傾向にある。

■ 他方、超高速ブロードバンド基盤(*)の整備率が90%を超える中で利用率が30%超にすぎない状況にある。

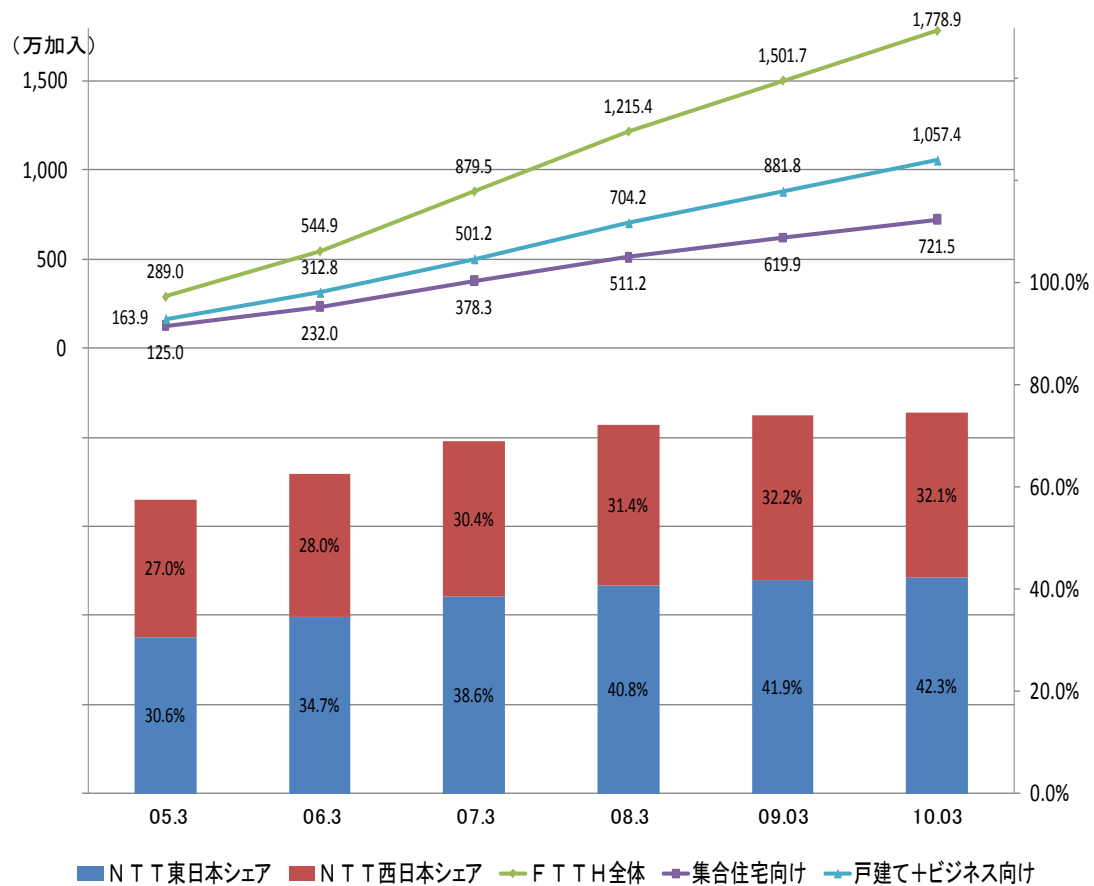
※ 下りの伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドサービス。FTTH及びCATVインターネットの一部が対象。

ブロードバンドサービス契約数の推移



(出典:総務省資料)

FTTHサービス契約数の推移

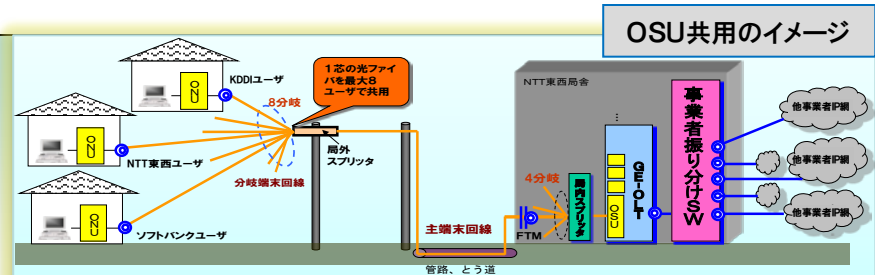
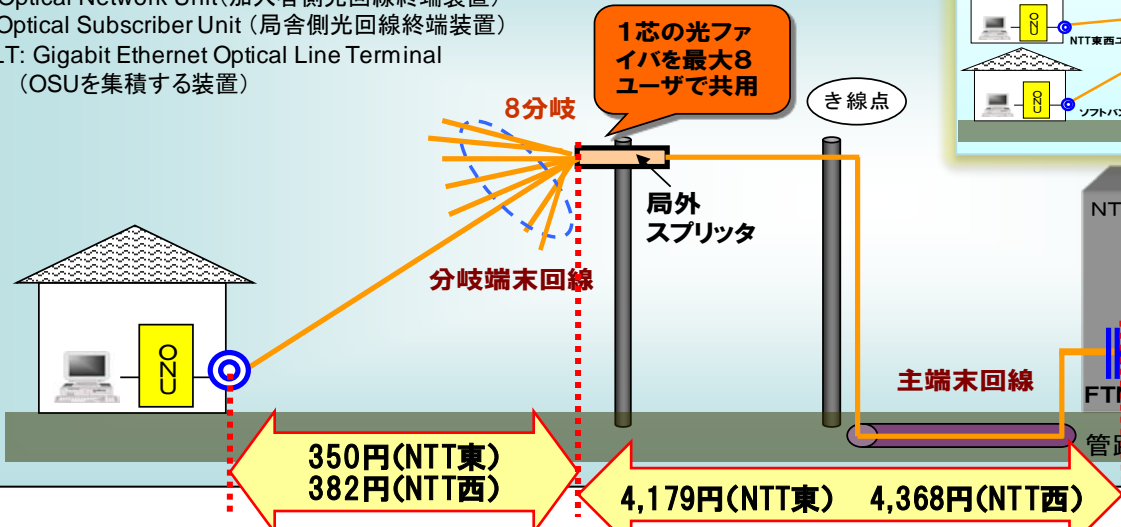


(出典:総務省資料)

- 2001年にNTT東西の加入光ファイバはアンバンドルされ、コストに基づく事業者間均一料金での利用が可能となった。
- 加入光ファイバは、現在、①シェアドアクセス方式(局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)、②シングルスター方式(加入ダークファイバに接続する方式)により提供されている。
- シェアドアクセス方式には、OSU共用による分岐単位接続料の設定が提案されている。

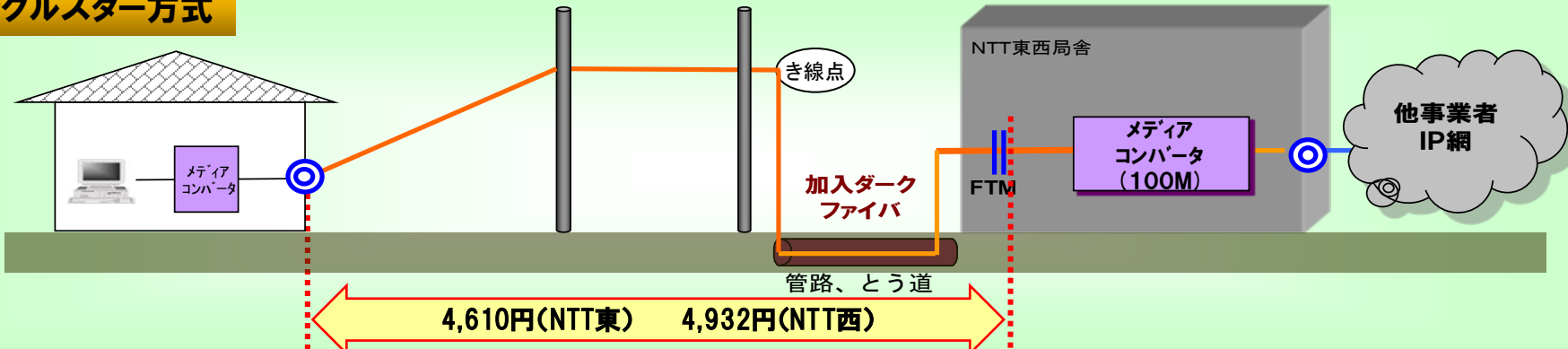
①シェアドアクセス方式

ONU: Optical Network Unit(加入者側光回線終端装置)
OSU: Optical Subscriber Unit(局舎側光回線終端装置)
GE-OLT: Gigabit Ethernet Optical Line Terminal
(OSUを集積する装置)

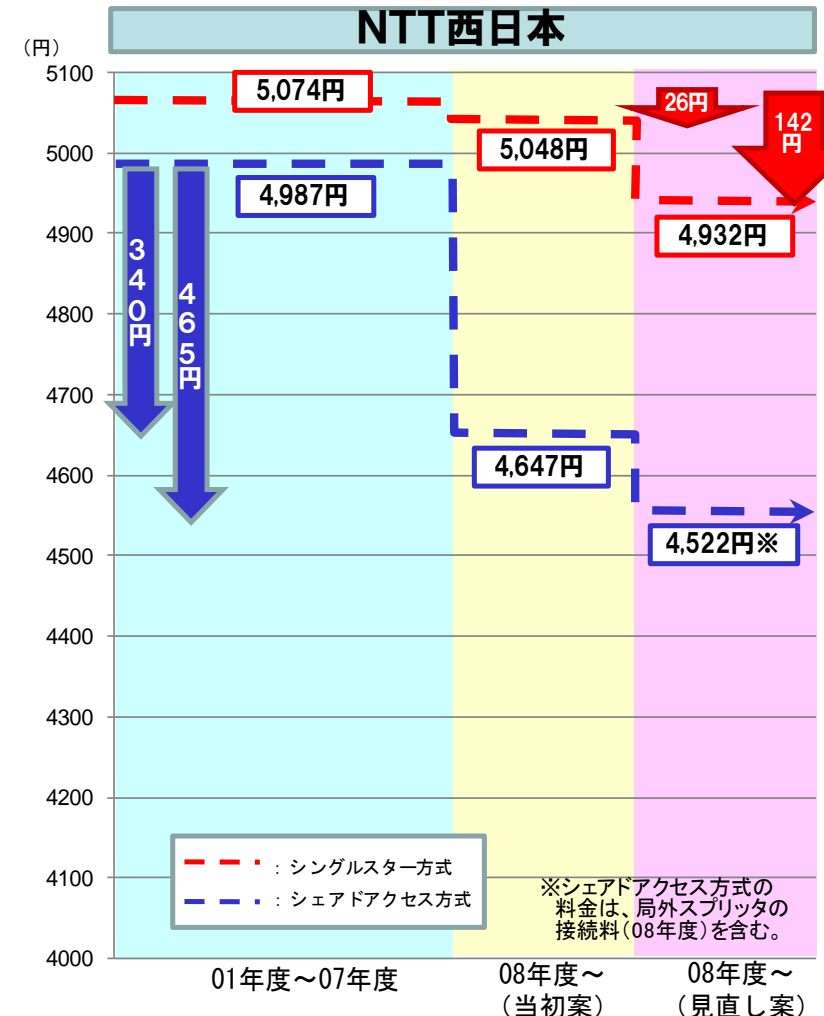
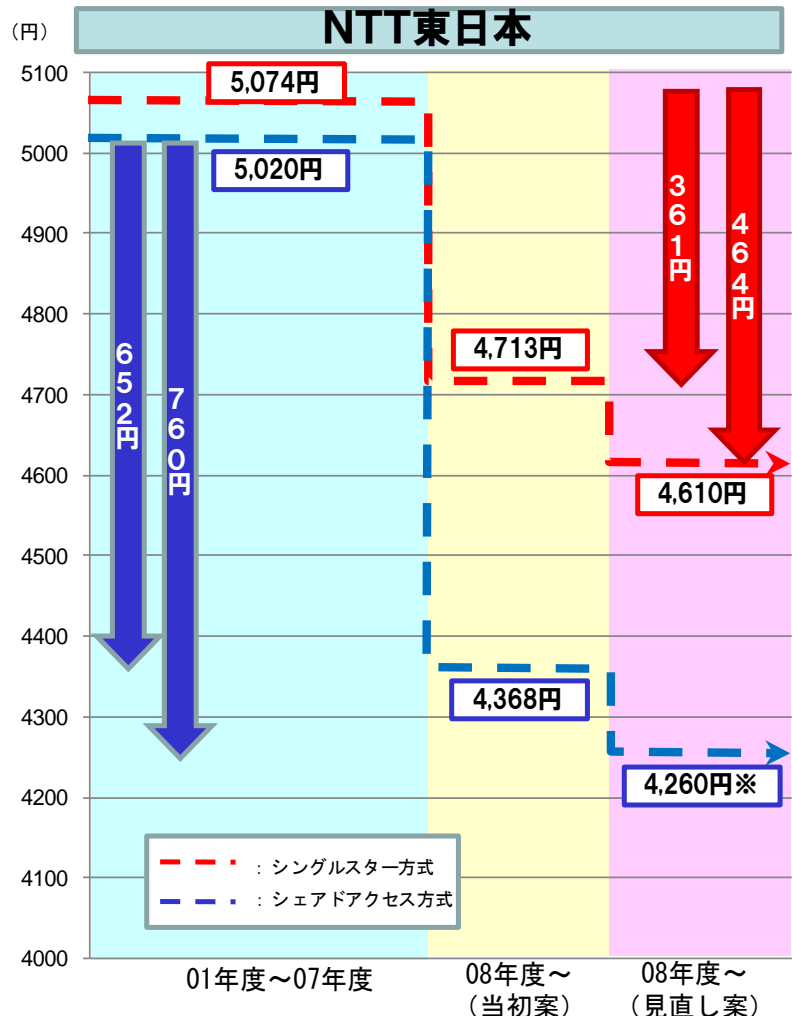


※料金は月額(2010年4月現在)

②シングルスター方式



- 現行接続料は、3年間(08~10年度)の収入・費用予測に基づく将来原価方式により算定。
- 現行接続料の設定に際しては、NTT東西は、FTTH市場の事業者間競争を促進する観点からの情報通信審議会答申(08年3月)等を踏まえ、他事業者の利用芯線数の予測を上方修正して再算定した接続料の見直し案について補正申請し、総務省はこれを認可(08年6月)。
- なお、上記見直しを行う場合の予測と実績の乖離額をNTT東西のみに負担させることは適当ではないため、算定期間(08~10年度)における原価と収入の実績値の差額について次期接続料原価に算入し、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整制度を特例的に導入。



政策的要請による他事業者利用芯線数予測の上方修正を行ったことに伴い、乖離額調整制度を特例的に導入

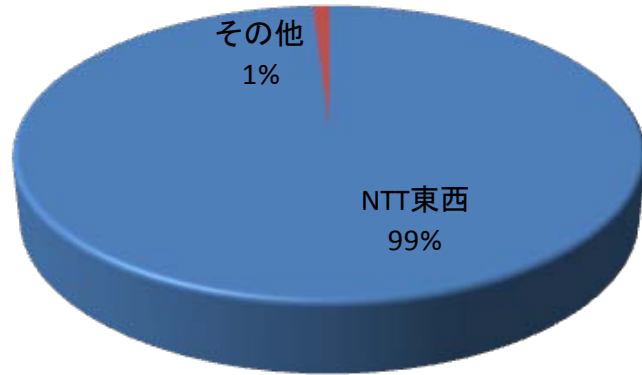
接続料

費用 (設備投資等に伴う各年度の費用)

需要(芯線数)

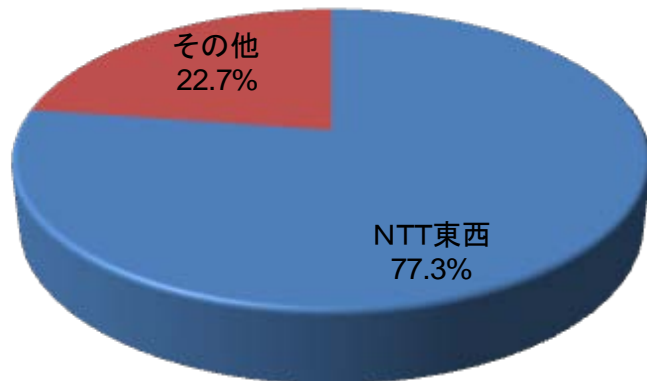
メタルの設備(回線)シェア

■メタル回線については、NTT東西のシェアは、99%。設備競争は進展していない状況。



光の設備(回線)シェア

■電力系事業者、KDDI、CATV事業者が設備競争を実施。NTT東西のシェアは77.3%で、メタルに比べると低い状況



都道府県別光の設備(回線)シェア

構成員限り

■2001年4月、電気通信事業者による光ファイバ網等の整備促進のため、公益事業者が保有する電柱や管路等の線路敷設基盤の貸与手続等の標準的な取扱いを示した「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定。

■これまでの事業者の要望等を踏まえ、5回の改正を実施。

ガイドラインの概要

(1) ガイドラインの対象

- ①設備保有者：電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者
- ②事業者：認定電気通信事業者
- ③設備：
 - i) 電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用できる設備
 - ii) 鉄塔等

(2) 設備提供4原則

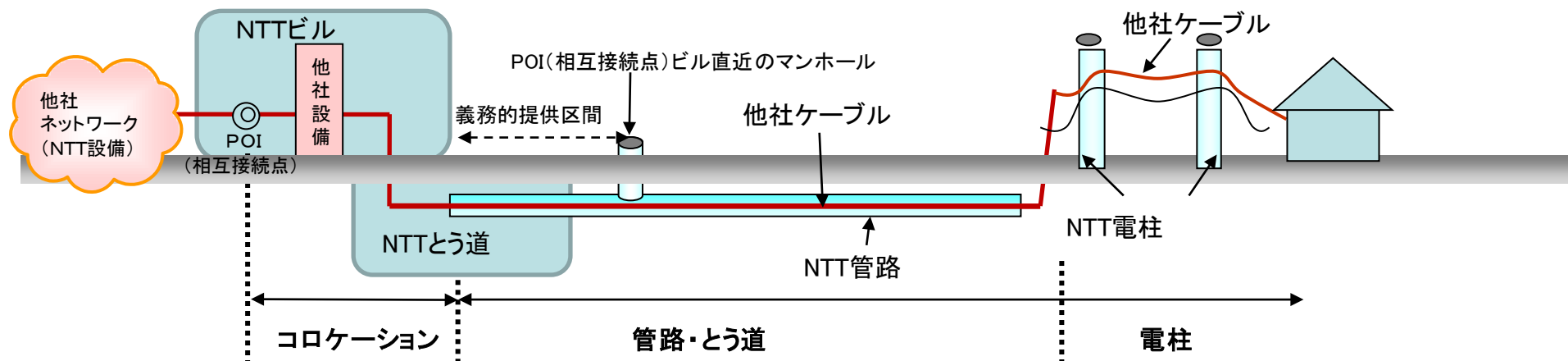
- ①公正性の原則 ②無差別性の原則 ③透明性の原則 ④効率性の原則

(3) 貸与手続等

- ①調査回答期間：原則2ヶ月以内に提供の可否を回答。
- ②貸与拒否事由：区間に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を規定
- ③貸与期間：原則5年 等

ガイドラインの改正経緯

改正年	改正概要
2002年	電柱への共架に関する「一束化」に関する規定を追加
2003年	支線共用に関する規定、腕金類の設置に関する規定を追加
2004年	使用可能時期の照会に対する回答努力義務、支線共用拒否事由の通知等に関する規定の追加
2007年	効率性の原則及び定型・反復的な光引込線等に係る設備使用に関する手続の簡素化に関する規定を追加
2010年	対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加

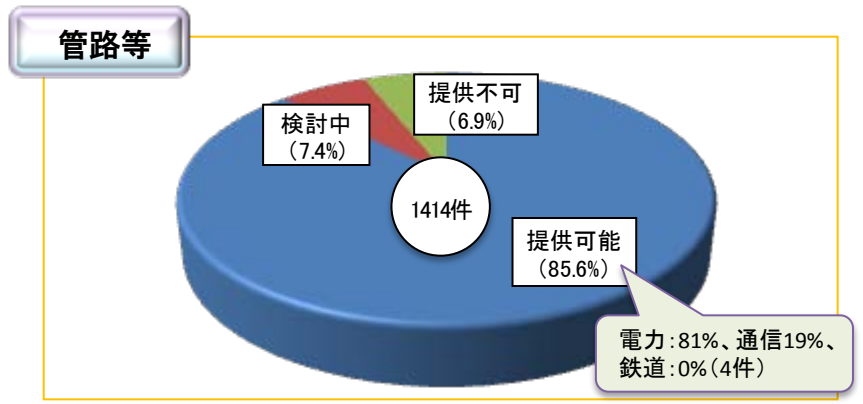
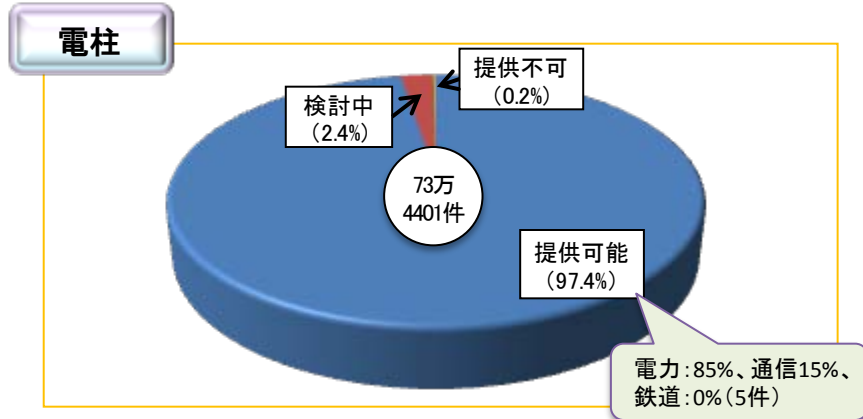


■通信事業者、電力事業者、鉄道事業者といった線路敷設基盤の保有事業者から、電気通信事業者に対し、電柱は、約3,090万本、管路等(とう道、ずい道を含む)は、約13,400Km貸与(2009年12月末)。

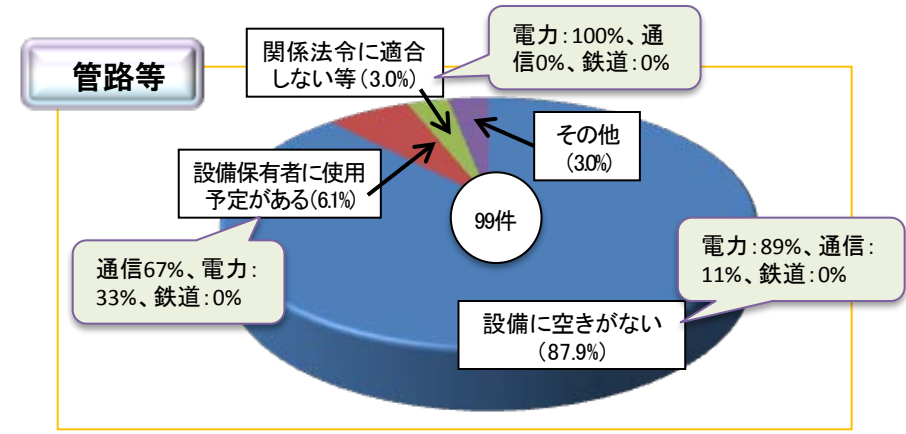
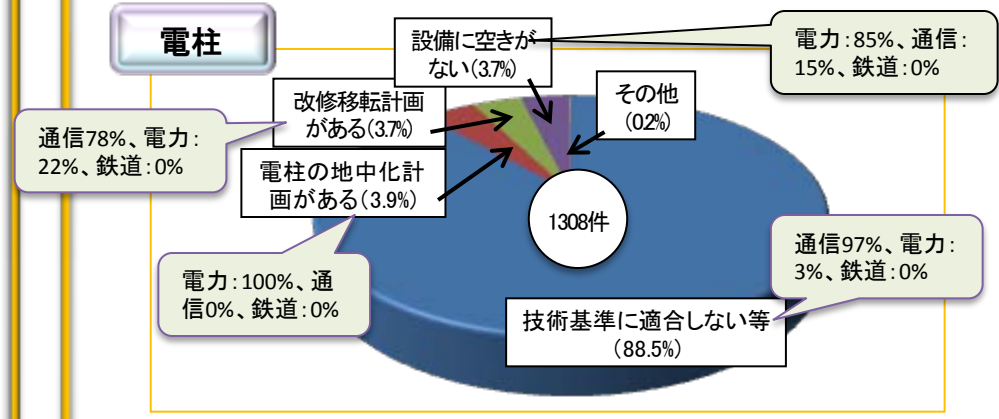
■利用可否の調査申し込みに対し、提供不可との回答は、電柱で約0.2%、管路等で約7%の状況。また、実際の利用申し込みに対する拒否回答は、電柱で0.005%、管路等で0%の状況(2009年1月~2009年12月)。

■利用可否の調査申し込みに対し提供不可とする理由は、「技術基準に適合しない等」や「設備に空きがない」などが多い。

利用可否の調査申し込みに対する回答

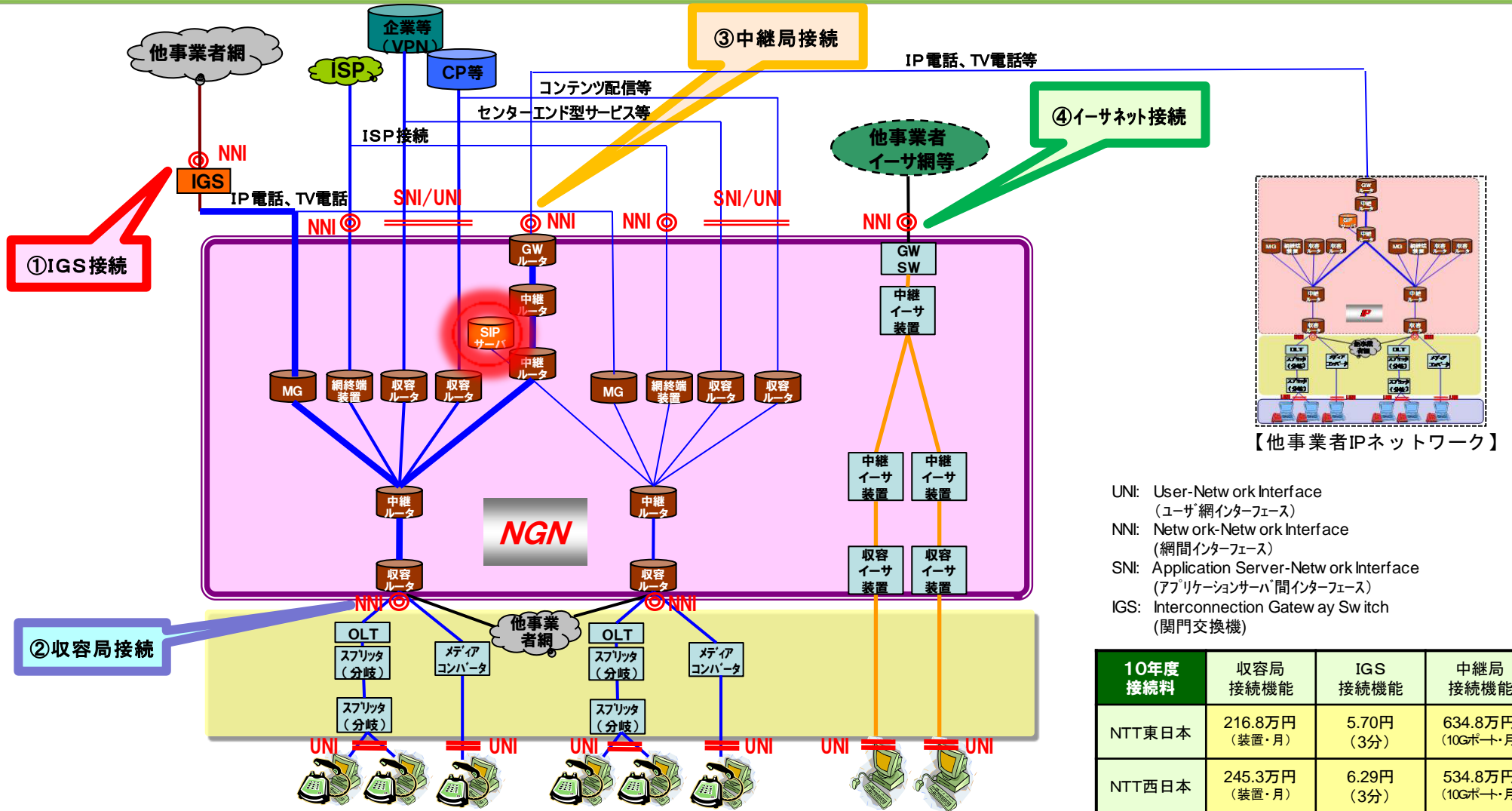


提供不可の回答理由



NGNのネットワーク構成について

- NTT東西のNGNは、既存のIP通信網(地域IP網及びひかり電話網)を高度化・大容量化していくものであり、最終的には収容ルータ(エッジ)を含め既存のIP通信網をNGNに置き換えていく予定(08年3月商用開始)。
- 接続ルールの対象範囲とするため、第一種指定電気通信設備に指定したうえで、現在4つの機能(IGS接続、収容局接続、中継局接続、イーサネット接続)についてアンバンドルがなされている。

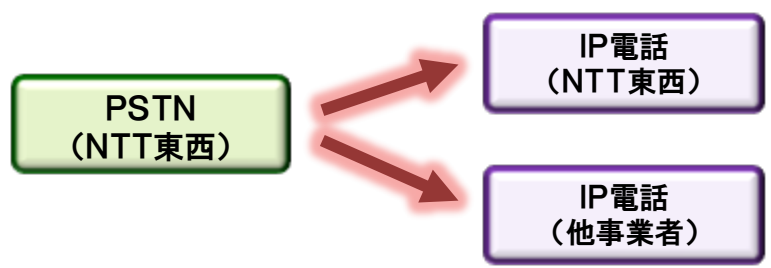


UNI: User-Netw ork Interface
(ユーザ網インターフェース)
NNI: Netw ork-Netw ork Interface
(網間インターフェース)
SNI: Application Server-Netw ork Interface
(アプリケーションサーバ間インターフェース)
IGS: Interconnection Gateway Sw itch
(関門交換機)

10年度 接続料	収容局 接続機能	IGS 接続機能	中継局 接続機能
NTT東日本	216.8万円 (装置・月)	5.70円 (3分)	634.8万円 (10Gポート・月)
NTT西日本	245.3万円 (装置・月)	6.29円 (3分)	534.8万円 (10Gポート・月)

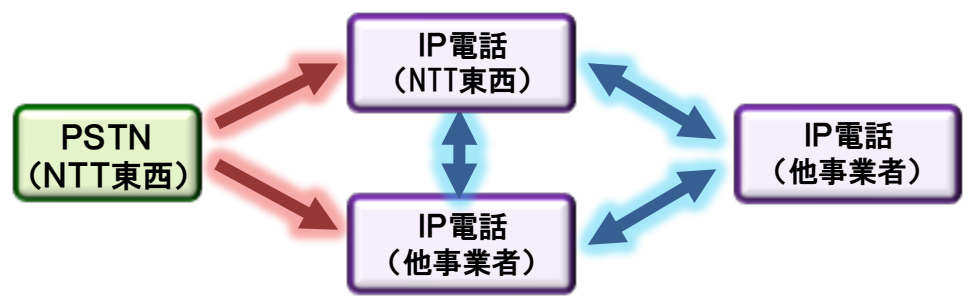
- 固定電話の番号ポータビリティはNTT東西のGC交換機において実現していることから、IP網へ移行した際の扱いについて検討が必要となる。
- また、PSTNでは、NTT加入電話から、他事業者の直収電話、IP電話への番号ポータビリティのみ実現しているところ、IP網においては、一層の利用者利益を確保するため、他事業者→NTTや他事業者相互間での番号ポータビリティの実現について検討が必要となる。

PSTNにおける番号ポータビリティ

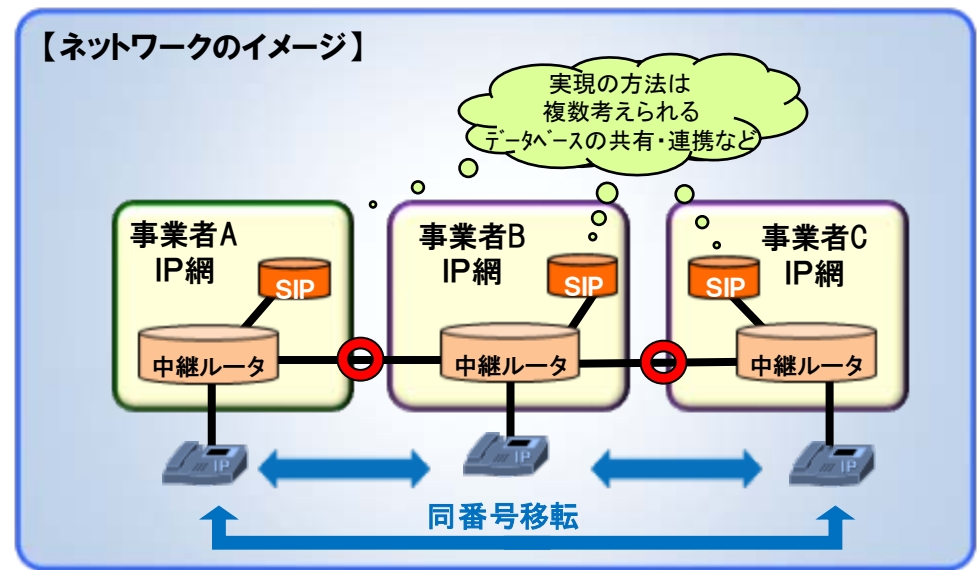
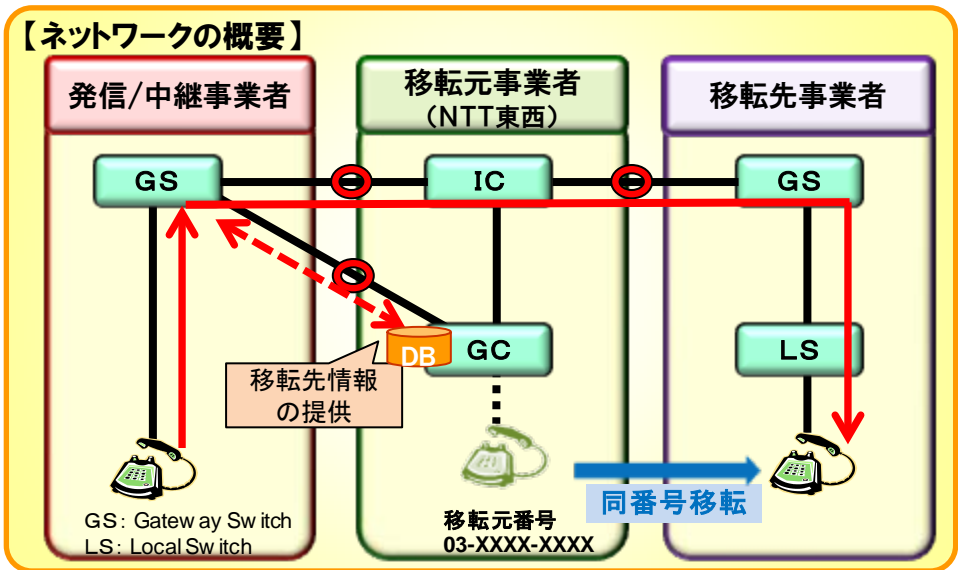


PSTNにおいては、NTT東西のPSTNから、IP電話又は他事業者への転出のみが、番号ポータビリティの対象。

IP網(NGN)における番号ポータビリティ



IP網(NGN)においては、NTT東西からの転出だけでなく、他事業者相互間における番号ポータビリティの実現も求められている。



NGNのGC接続類似機能

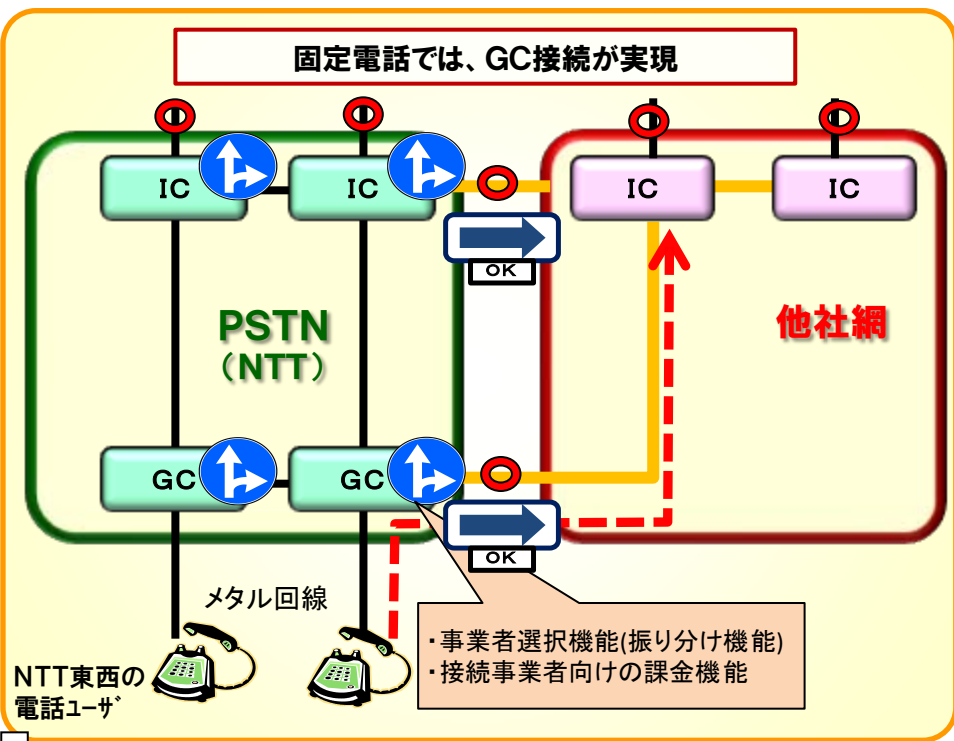
■ NGNは加入光ファイバと一体的に構築されており、NTT東西の光アクセスユーザに対し、他事業者が中継網によるサービスを提供することが困難となっている。

【09年10月6日 情報通信審議会答申】

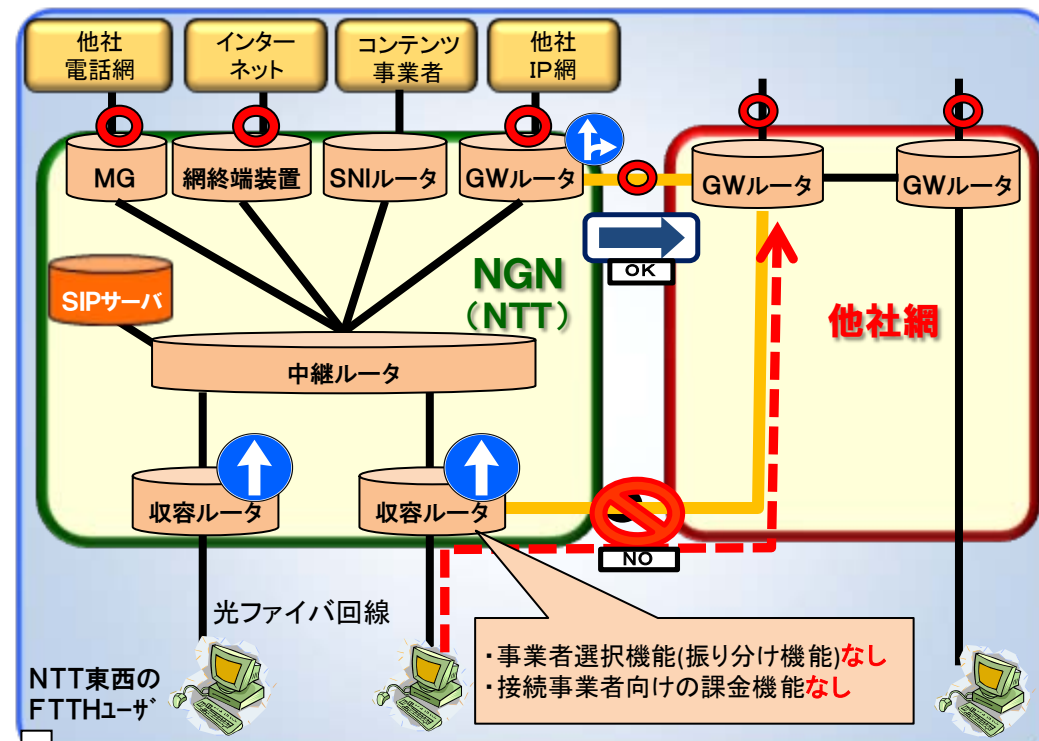
NGNにおけるGC接続類似機能をアンバンドルするためには、收容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、收容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、收容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送するように設計されている。そのため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要といった課題がある。

PSTNにおけるGC接続

固定電話では、GC接続が実現



NGNにおけるGC接続類似機能(想定)



1. 事案の概要

2009年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、同社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者への電話番号移転に関する情報を株NTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、株NTT西日本一兵庫の従業員が販売代理店に提供した等の事実が判明した。

2. 電気通信事業紛争処理委員会への諮問の概要

NTT西日本の従業員による提供行為は、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。当該提供行為等は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

NTT西日本からは、改善措置を講ずる旨報告がなされているが、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、電気通信事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、NTT西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命ずることとしたい（2010年1月28日諮問）。

3. 電気通信事業紛争処理委員会からの答申の概要

電気通信事業紛争処理委員会における審議の結果、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である（2010年2月4日答申）。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

4. NTT西日本に対する業務改善命令の概要

NTT西日本の従業員による提供行為は、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。当該提供行為等は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

NTT西日本からは、改善措置を講ずる旨報告がなされているが、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、電気通信事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、同号の規定に基づき、以下のとおり、業務の方法の改善その他の措置をとるとともに、その取組状況について報告することを命じる。

- ① 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- ② 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- ③ 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制を貴社において構築し、また、貴社が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること
- ④ 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、貴社及び地域子会社等による自主点検の拡充、貴社による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること
- ⑤ 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年3月4日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

(参考)業務改善命令に係る経緯

- ・2009年11月18日 NTT西日本に対する報告の要請
- ・2009年12月17日 NTT西日本からの報告の受領
- ・2010年 1月22日 NTT西日本を当事者とする聴聞の開催
- ・2010年 1月28日 電気通信事業紛争処理委員会への諮問
- ・2010年 2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会からの答申、NTT西日本に対する業務改善命令

- 証券会社については、インサイダー取引を防止する観点から、引受部門と営業部門間のファイアウォール規制が設けられている(金融商品取引法)。
- 当該規制は、法律、省令、金融庁のガイドラインの三段構成。法律では、情報管理等に関する体制整備を義務付けるものの、講じるべき具体的な措置内容は省令に委任。省令では、部門分離も掲げられているが、これは、義務付けられるものではなく、あくまでも証券会社が任意に選択できる措置の一つに位置付けられている。省令で規定されている措置内容については、金融庁のガイドラインで更に詳細なチェック項目が規定されている。

金融商品取引法

(金融商品取引法第36条第2項)

証券会社は、利益相反のおそれのある取引(対象取引)に係る業務に関し、顧客の利益が不当に害されることがないように、**内閣府令で定めるところにより**、以下の措置を講じなければならない。

対象取引に係る業務について、

- ①業務に関する情報の適正な管理
- ②業務の実施状況の適切な監視をするための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

ファイアウォールの具体的内容は、省令・ガイドラインで規定。

内閣府令

(金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3)

①対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

②顧客の保護を適切に確保するための体制の整備(以下の方法は、例示)

1) 部門分離(対象取引を行う部門と顧客との取引を行う部門)

2) 対象取引と顧客との取引の条件又は方法の変更又は中止

3) 顧客の利益が不当に害されるおそれがあることの当該顧客への適切な開示

③上記①・②の措置の実施方針の作成及びその概要の適切な方法による公表

④上記①の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録等の保存

金融庁ガイドライン

(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針)

(3)利益相反管理の方法

①特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。

1) 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で厳格な情報遮断措置が講じられているか。

2) 取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、当該判断に関する権限・責任が明確にされているか。

⋮

4) 情報を共有する者を監視する方法により管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を監視しているか。

⋮

- 電気事業法においては、一般電気事業者(一般の需要に応じ電気を供給する事業を営む者)等には、電気通信事業法における支配的事業者と同様、「託送供給業務等に関する情報の目的外利用・提供」や「特定の電気供給事業者に対する不当に優先的な取扱い等」が禁止されている。
- これらの禁止行為については、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインで、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」、「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」の 카테고리一別に具体的な行為内容が規定されている。

電気事業法

(電気事業法第24条の6)

一般電気事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

① 託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること

※託送供給とは、他の者が発電した電力について、その委託を受けて、当該他の者の需要者に供給することなどをいう。

② その託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること

経済産業省・公正取引委員会の共同ガイドライン

(適正な電力取引についての指針)

第二部Ⅱ(2)-1-1 一般電気事業者の託送業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

② 一定部門で託送供給の業務を行う従業員は、発電部門・営業部門の業務は行わない。

④ 託送供給の業務を行う従業員は、関連情報のある記載のある文書・データ等を厳重に保管し、託送供給を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間での関連情報の共有(社内文書交換、共通サーバへのアクセス等)を厳格に管理する。
また、託送供給を行う部門は、他部門とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。

⑤ 託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、遵守させる。

⋮

第二部Ⅱ(2)-1-2 一般電気事業者の託送業務における差別的取扱いの禁止
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

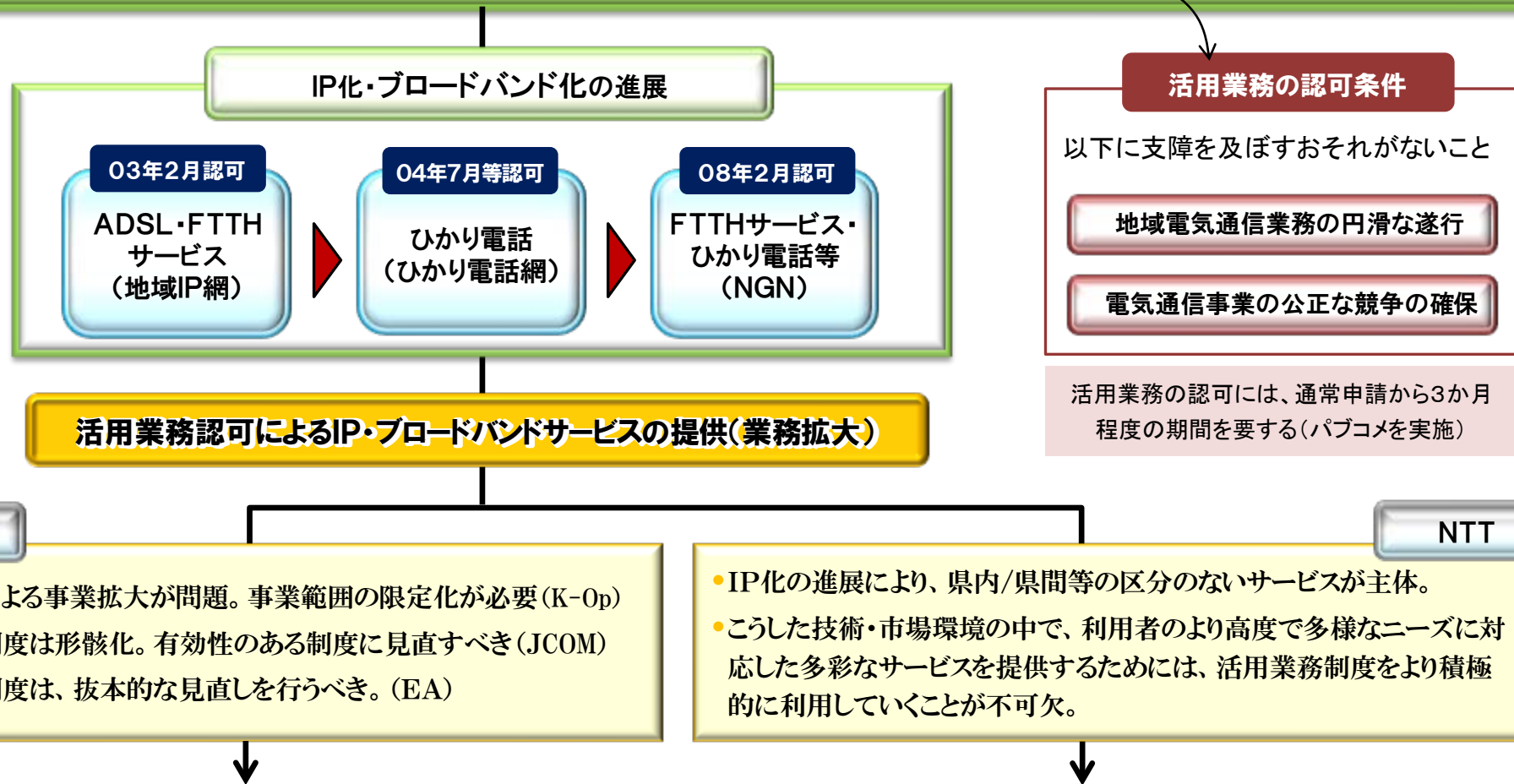
① 送配電部門の個別ルールの差別的適用

(a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者との間で、システムアクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討内容等が不当に異なる場合

⋮

■NTT東西は、**地域電気通信業務**(☞同一都道府県内の電気通信業務)が本来業務。

■2001年の法改正により、NTT東西は、一定の要件を充たせば、**総務大臣の認可**を受けて、**県間電気通信業務等の新たな業務(活用業務)**を実施することが可能となった。



NTT東西の業務範囲については、ICTの利活用を促進しブロードバンドの普及を図る観点から、NTT東西が多彩なサービスをより円滑に提供できるようにする考え方と、公正競争環境を確保する観点から、業務範囲を一定程度制限する考え方があること等を考慮して、今後の在り方について検討することが必要。

■ソフトバンクは、「2015年頃までに、光の道100%が実現可能」、「税金0円で実現可能」、「メタルと同程度の1400円で、光を利用可能」といった利点を主張。

■パブリックコメントでも、「公的資金なしに整備できるのであれば、賛成」との意見が多数寄せられた。

他方、競争事業者からは、当該アクセス回線会社構想の実現可能性に関し、以下のような意見が示されている。

維持コスト

ソフトバンク案

営業費用は、6,144億円/年
(メタルの維持コスト等が削減)

NTT

営業費用は、
7,500億円以上過小
(営業利益は赤字転落)

➢資産の耐用年数と償却方法
が変更。減価償却費が過小

➢メタルに配賦されている電
柱・土木に係る費用、道路占
用料等が見込まれていない

投資額

ソフトバンク案

投資額は、2.5兆円

NTT等

(以下は、
NTTの意見)

投資額は、
少なくとも1.3兆円以上過小

➢電話以外の光化投資未算入

➢維持・更改に係る投資未算入

➢架空配線区間の整備率は、
80%でなく50%(1.3兆円以上増)

➢宅内機器等のボリュームディスカ
ウンドに根拠がない

純資産

ソフトバンク案

純資産は、1兆7,465億円
※2011年度の純資産を1,096億円とする試
算を再提出

NTT

純資産は、マイナス

➢メタル償却の特損(1.8兆円)
が未計上。計上すれば、純資
産はマイナス(株主価値を大
きく毀損)

➢維持コスト等の修正により、赤
字に転落。株主価値は向上せ
ず、株主の理解は得られない

工事

ソフトバンク案

工事力の確保は可能
※13,000班×3件(日)×1,200日=
4,600万件
※未整備回線数:4,200万回線

NTT、ケイ・オプティコム

工事力確保は疑問

➢現時点でも工事力は限界に近
い(繁忙期は他社と取り合う状況)

➢工事要員の確保には、研修・
訓練等に相当の期間が必要

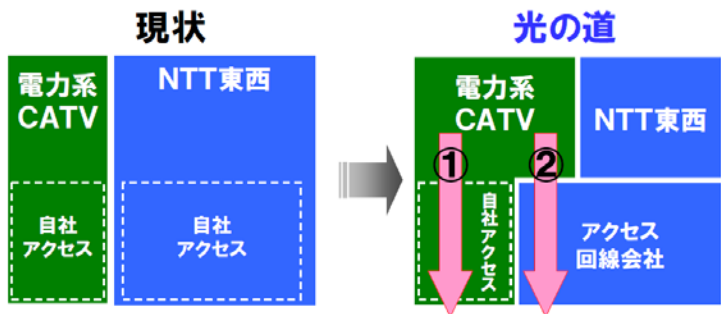
➢無理に養成しても、5年後に工
事が大幅に減少したときに、確
保した要員の扱い等が問題

設備競争事業者への影響

ソフトバンク資料(8/23)

自社回線以外にアクセス回線会社設備も利用可能となるメリット

電力系・CATVのメリット

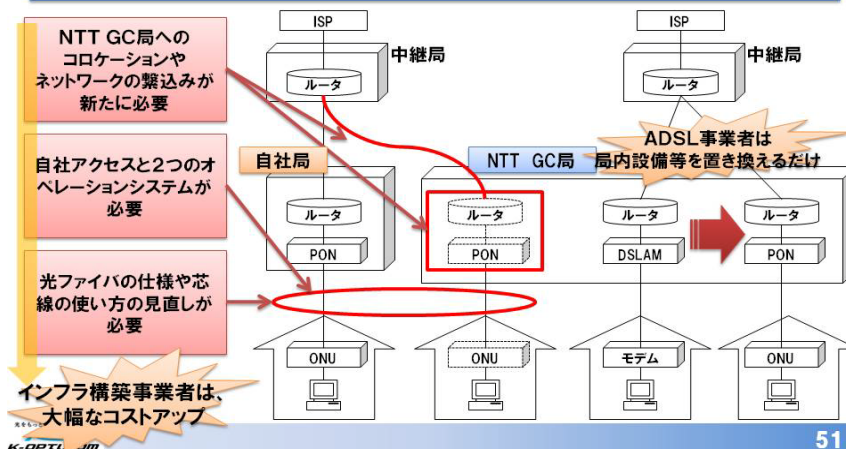


- 提供形態の拡大
 - ① 自社アクセス利用
 - ② アクセス回線会社利用
- 不採算地域等へのエリア展開が容易に

ケイ・オプティコム資料(8/23)

大幅なコストアップとなり、アクセス回線会社設備は、実質的に利用困難

接続(コロケーション)を前提としたビジネスモデルを採用しているADSL事業者等の接続事業者に比して、地域系通信事業者やCATV事業者等のインフラ構築事業者は、著しく不公正な競争環境を強いられます(実質的に利用困難)



マイグレーションに関する課題

NTT資料(8/23)

・アクセスの光化は、コア網のIP化が前提。PSTNからIP網の移行に当たっては、①ネットワーク間接続、②ユーザサービス、③PSTNを前提とした競争ルールへの扱い等の課題があり、事業者やユーザの合意形成に相当の時間が必要。

・交通信号機の制御、上下水道施設の監視・制御にメタルを用いている行政機関等は、機器取替え等のコスト負担が発生。

ソフトバンク資料(8/23)

・(NTTが提示している)全ての課題に対応可能。

・交通信号機制御などは、①アダプタの無償配布、②光利用システムへの切替で解決可能。

固定通信市場

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第一種指定電気通信設備

アクセス回線
(シェア50%超)



アクセス回線と
一体的に設置する設備

(メタル、光)

(NGN、PSTN等)

それ以外
の設備

(マンション内
屋内配線等)

他事業者への設備の貸出に関する規制

原則
非規制

接続約款
認可

接続会計
の整理

網機能提供
計画の届出

原則
非規制

原則
非規制
(ADSL等)

小売サービスに関する規制

指定電気通信役務の約款届出制
(FTTH、専用役務等)

特定電気通信役務
のプライスカップ規制
(メタル電話等)

禁止行為規制

接続情報の目的
外利用・提供の禁止

特定事業者の
不当な優先的
取扱い等の禁止

設備製造業者
等への不当な
規律・干渉の
禁止

特定関係事業者規制

役員の兼任
禁止

接続や業務受
託に関し、不
公平な取扱い
の禁止

接続関連規制

利用者料金規制

行為規制

移动通信市場

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第二種指定電気通信設備

アクセス回線
(当該アクセス回線に接続
する端末シェア25%超)



移動電気通信役務を
提供するために
設置する設備

それ以外
の設備

(一部のサーバ等)

他事業者への設備の貸出に関する規制

接続約款
届出

接続会計
の整理

原則
非規制

(今臨時国会に関連法案を提出)

原則非規制

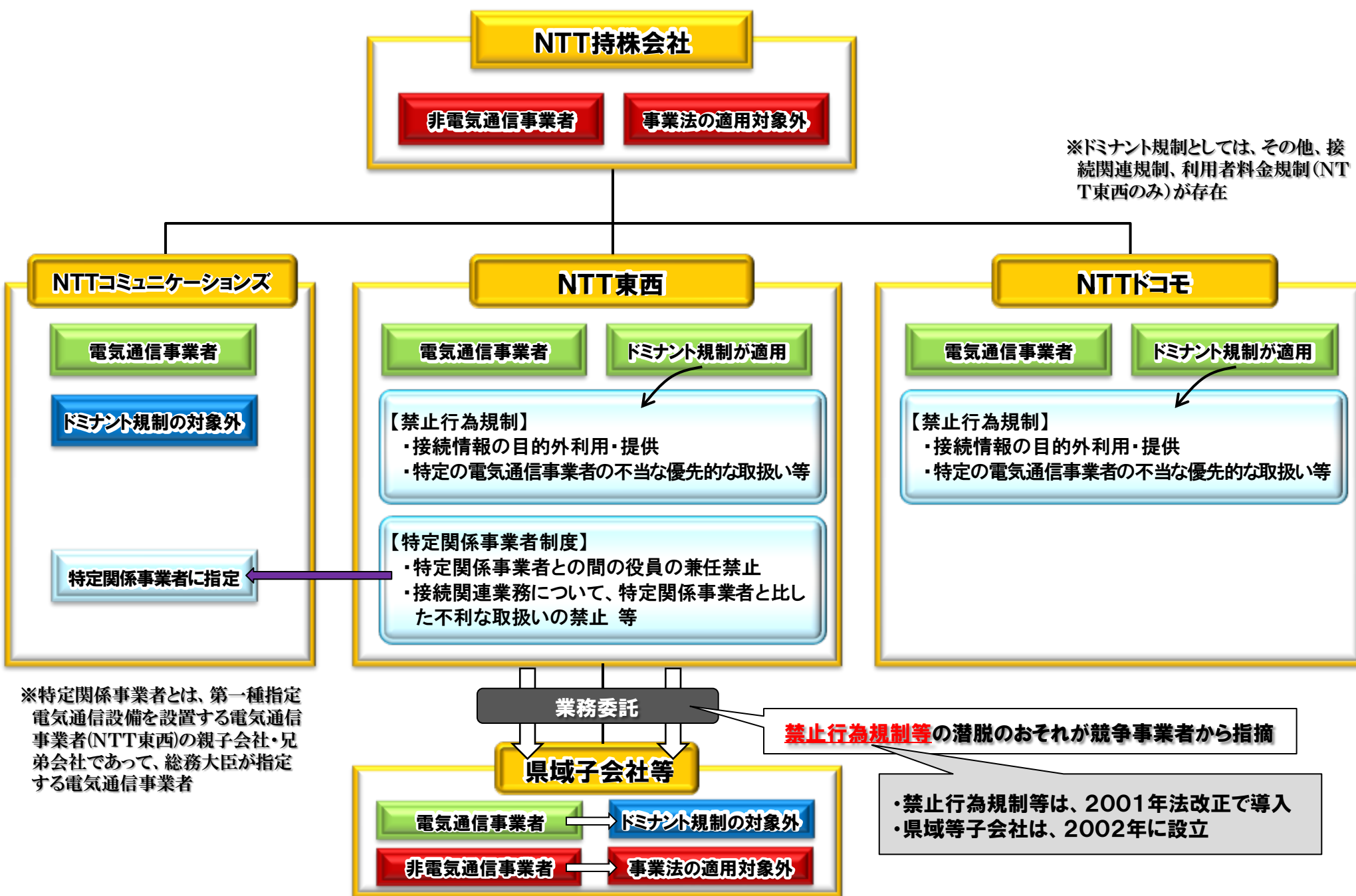
禁止行為規制

接続情報の目的
外利用・提供の禁止

特定事業者の
不当な優先的
取扱いの禁止等

設備製造業者
等への不当な
規律・干渉の
禁止

更に、「収益ベース」
のシェアが25%を
超える場合に、個別
に指定された者に対
する規制



※ドミナント規制としては、その他、接続関連規制、利用者料金規制(NTT東西のみ)が存在

※特定関係事業者とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)の親子会社・兄弟会社であって、総務大臣が指定する電気通信事業者

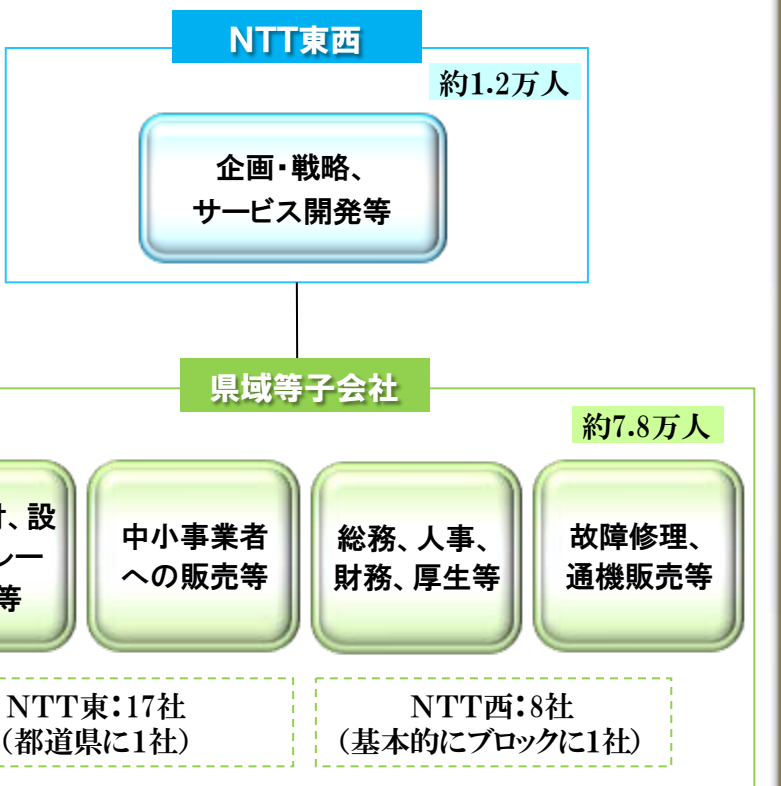
禁止行為規制等の潜脱のおそれが競争事業者から指摘

・禁止行為規制等は、2001年法改正で導入
 ・県域等子会社は、2002年に設立

県域子会社等への業務委託

- NTT東西は、2002年5月、営業・保守等の業務について、県域等を単位とするアウトソーシング子会社（県域等子会社）に移行し、NTT東西本体をスリム化。
- 現在、県域等子会社は、NTT東日本で17社、NTT西日本で8社存在。営業・保守等の業務が、NTT東西本体から県域等子会社に移行された結果、NTT東西の営業費・施設保全費については、業務委託費が太宗を占める状況。

県域等子会社の概要

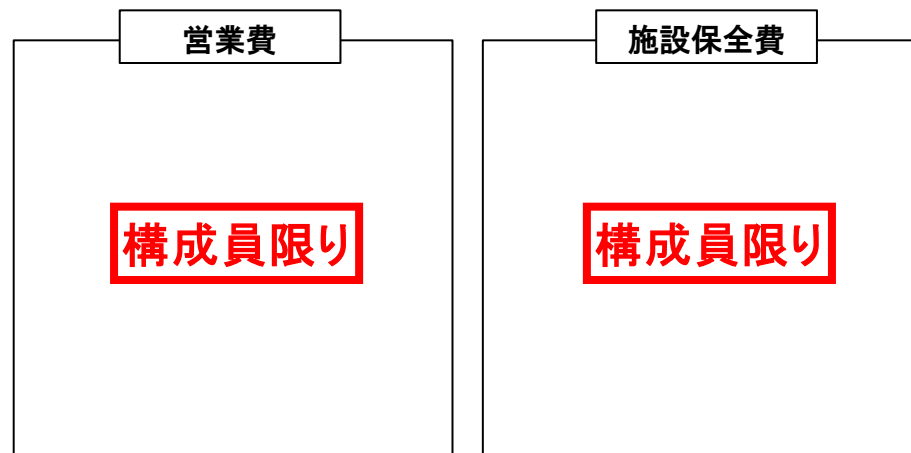


※上記社員数、県域等子会社の社数は、2010年3月末時点。県域等子会社の社員数には、NTT東では、NTTエムイー、NTT東日本ソリューションズ、NTT西では、NTTマーケティングアクト、NTTネオमित、NTT西日本ホームテクノの社員数が含まれている。

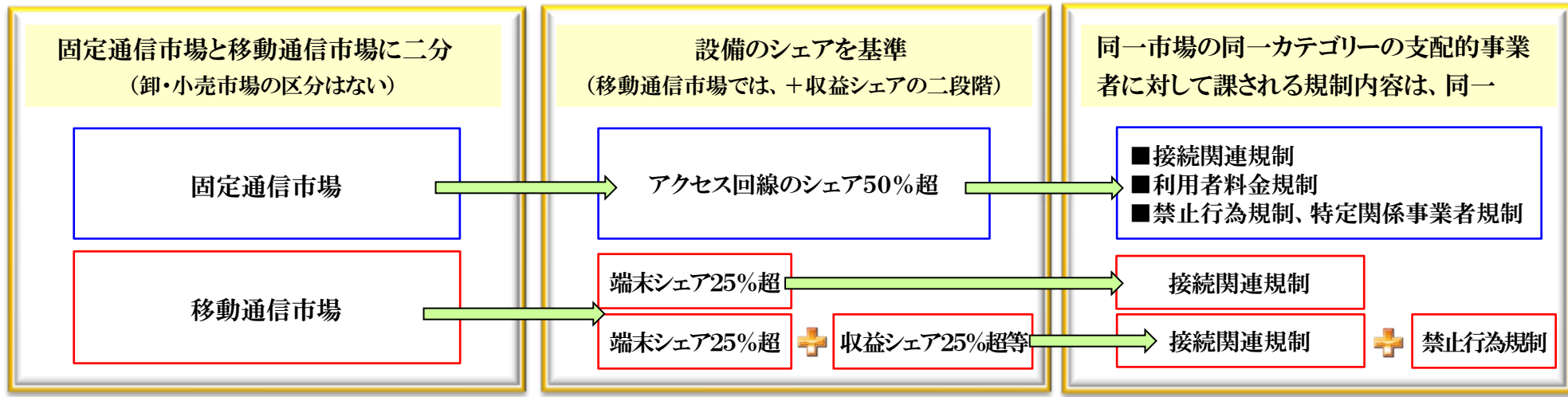
NTT東西の業務委託の割合

- ・NTT東西の営業費用合計は、約3.3兆円。
- ・そのうち、額が大きいのは、営業費（約9,000億円）、施設保全費（約8,500億円）、減価償却費（約7,800億円）。
- ・営業費、施設保全費については、アウトソーシング先への業務委託費が太宗を占めている。

2009年度決算ベース(NTT東西計)



日本



①市場の画定

②画定した市場の市場支配力評価

③市場支配的事業者に対する規制

EU

卸・小売市場ごとに、「高くて一時的でない参入障壁の存在」等の基準を元に市場画定

卸売市場	
固定電話	①固定公衆電話網上の呼発信 ②個々の固定公衆電話網上の呼着信
ブロードバンド	③固定ネットワークインフラへのアクセス ④ブロードバンドアクセス
専用線	⑤専用線の終端
移動体通信	⑥個々の移動体電話網上の呼着信
小売市場	
固定電話	①固定公衆電話網へのアクセス

単独支配、共同支配ごとに、判断要素(市場シェアとそれ以外。卸・小売共通)を総合的に判断

市場シェア	
■ 50%超: 支配的地位が推定	
■ 40%超: 通常、支配的地位が発生し得る	
■ 25%程度: 支配的地位を享受しているとは言えない	
市場シェア以外の要素	
■ 事業者の総合的規模	■ 規模の経済
■ 重複困難なインフラの管理	■ 範囲の経済
■ 技術的優位性・優越性	■ 垂直統合
■ 財・サービスの多様性	■ 潜在的競争の欠如 等

※上記は、単独支配の判断要素

支配的事業者に応じ、適用する規制の内容を選択して適用

卸売市場	
透明性の義務	■ 会計情報、料金等の情報を公表
無差別の義務	■ 他事業者に同等の条件を適用
会計分離義務	■ 相互接続等に関する会計分離
特定設備利用義務	■ アンバンドル、コロケーション等
コスト計算義務	■ 接続料のコストベース義務等
小売市場	
■ 略奪的料金設定禁止等(プライスキップ規制の適用等)	

※卸売市場に機能分離義務が導入(国内法制化期限2011年5月)

- 競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- 具体的には、「実施細目→情報収集→**市場画定**→**競争状況の分析**→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- 競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。ドミナント規制と制度的なリンクはない。

市場画定

- ・「需要の代替性」が、市場画定の最も重要な判断基準。「供給の代替性」等を補完的に使用。
- ・これらの基準に基づき、サービス市場と地理的市場の画定を実施。

主な画定市場

領域	主な画定市場(含部分市場)
固定電話	固定電話 中継電話 050-IP電話
移動体通信	携帯電話・PHS
インターネット接続	ブロードバンド ADSL FTTH ケーブルインターネット ISP
法人向けネットワークサービス	WANサービス 専用サービス

■市場画定(2006年)後、相当期間が経過
EUの市場画定と異なり、小売市場が対象

競争状況の分析

- ・画定した市場における市場支配力の存在や行使の評価に当たっては、以下の判断要素を総合的に勘案。

主な判断要素

市場の状況

- 市場集中度(累積集中度、ハーフィンダール指数)【量的基準】
- 競争者の数
- 参入の容易性(規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの外部性等を含む。)
- 隣接市場からの競争圧力
- 法制度上の規制ルール等

事業者の地位及び競争者の状況

- 市場シェア(シェア、順位、競争者のシェアとの格差、シェア・順位の変動等)【量的基準】
- 不可欠設備の存在
- 競争者の供給余力及び代替性
- 価格の水準と推移
- スイッチングコストの程度等

■通信市場は、いずれも高度に寡占的。特に、固定電話、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。

■市場支配力の存在・行使についての評価結果に、大きな変化はない。

領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	2009年度の評価結果					
		市場集中度(HHI)		NTTグループのシェア		市場支配力の存在	市場支配力の行使
固定電話	固定電話	6951 ↓		82.9% ↓		◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレバレッジの懸念)
	中継電話	市内	2433 ↓	市内	75.3% →	○ (単独・協調)	× (低)
		県内市外	2301 ↓	県内市外	73.5% →		
		県外	3574 ↓	県外	72.5% →		
		国際	2870 ↓	国際	66.4% ↑		
050-IP電話	3168 →		35.1% ↑		△ (協調のみ)	× (低)	
移動体通信	携帯電話・PHS	3461 →		48.2% →		○ (単独・協調)	× (料金の透明性確保、プラットフォームの互換性を注視)
インターネット接続	ブロードバンド	3048 ↑		52.7% ↑		○ (単独・協調)	△ (競争ルールの遵守状況を注視)
	ADSL	3263 ↑		34.8% →		○ (単独・協調)	× (低)
	FTTH	5836 ↑		74.4% →		○ (単独・協調)	△ (固定電話からのレバレッジの懸念)
	ケーブルインターネット	1483 ↑		—		× (単独・協調)	— (存在しない)
	ISP	1557 →		31.9% →		× (単独・協調)	— (存在しない)
法人向けネットワークサービス	WANサービス	2173 →		67.5% ↓		△ (協調のみ)	× (低)
	専用サービス	8354 →		94.6% →		◎ (単独)	× (低)

(※)市場集中度指数は、ハーフィンダール指数(HHI)による。0(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど、10,000に近づく。

(※)◎は「強く存在すること」、○は「存在すること」、△は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

- 競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- 2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。

検証結果(概要)

2007年度

85項目の論点を検証し、主に、以下の4点をNTT東西に対して要請等。

■ 情報の目的外利用の防止等について **周知・徹底等**を改めて要請

■ NTT東西・地域等子会社の営業活動におけるOCNとその他プロバイダーの取扱いについて **実質的な同等性を確保**するように改めて要請

■ NTT東西・NTTドコモのそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用の防止等について地域等子会社への **周知・徹底**を図るよう改めて要請

■ NTT東西と地域等子会社が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視 (**役員兼任の実態を報告要請**)

2008年度

76項目の論点を検証し、主に、以下の3点をNTT東西に対して要請等。

■ 116番への加入電話の移転申込みを行う加入者に対し、問い合わせがないにもかかわらず、活用業務(光サービス等)の営業活動が行われることのないよう、改めて **周知・徹底**を図るよう要請。

■ NTT東日本に対し、「フレッツ・テレビ」の営業において放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるような措置について、改めて **周知・徹底**を図るよう要請。

■ NTT東西の営業活動には、禁止行為規制や公正競争要件が適用されるものの、その趣旨がこれらルールの直接的な対象とならない営業子会社で徹底されない場合は、公正競争確保がされない可能性があり、引き続き注視(2007年度と同様、**役員兼任の実態を報告要請**)

NTT西日本による「接続情報の目的外利用」事案の発生

2009年度

62項目の論点を検証し、主に、以下の点をNTT東西に対して要請等。

■ NTT東西と地域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(2007年度・2008年度と同様、**役員兼任の実態を報告要請**)

引き続き注視する事項

■ 07年度・08年度の検証結果に基づき、NTT東西に対し所要の措置を要請した事項等については、NTT東西による当該措置の運用を引き続き注視。

■ 業務改善命令に基づき、NTT西日本から提出された業務改善計画及び以後2年間にわたり3か月ごとに提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応。

現行の利用者料金規制の枠組み

⑥利用者料金規制の在り方

- 電気通信役務の利用者料金その他の提供条件は、原則、非規制
- ただし、極めて公共性の高い電気通信役務やボトルネック設備を用いて提供される電気通信役務については、市場メカニズムを補完する等の観点から、一定の規制が存在

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス

すべての利用者に対して、適切な料金その他の提供条件で公平に提供

契約約款の作成・届出

- ▶ 不当な競争を引き起こすものである場合等には、総務大臣の変更命令

該当する主なサービス

加入電話（基本料等）※

指定電気通信役務

ボトルネック設備を用いて提供されるサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの

不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性を確保

保障契約約款の作成・届出

- ▶ 不当な競争を引き起こすものである場合等には、総務大臣の変更命令

加入電話（基本料等）※

加入電話（市内通話等）

FTTHサービス（フレッツ光）

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス

経営効率化インセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化

プライスカップ規制

- ▶ 能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、行政が基準料金指数を設定
- ▶ 基準料金指数を超える料金変更については、総務大臣の認可が必要

加入電話（基本料等）

加入電話（市内通話等）

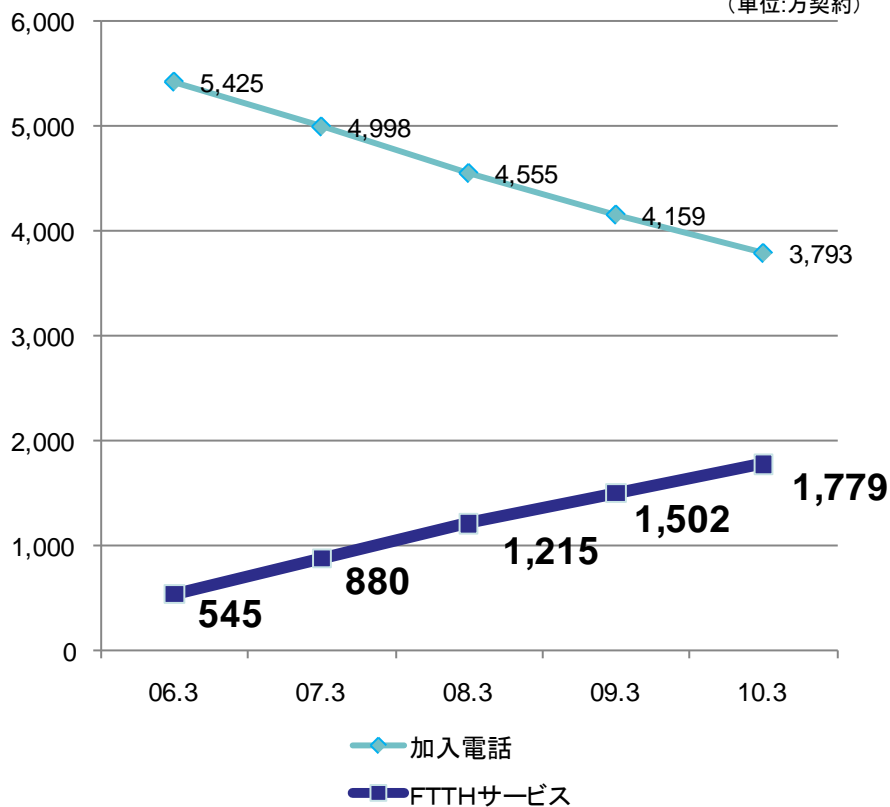
FTTHサービスを巡る状況

⑥利用者料金規制の在り方

- FTTHサービスの契約数は、09年度末で1,779万（前期比約18.4%増）となり、増加が続いている
- NTT東西において、FTTHサービス（フレッツ光）に係る営業利益は、09年度で829億円のマイナスであるが、赤字幅は減少を続けている

NTT東西の加入電話及び FTTHサービスに係る契約数の推移

（単位：万契約）

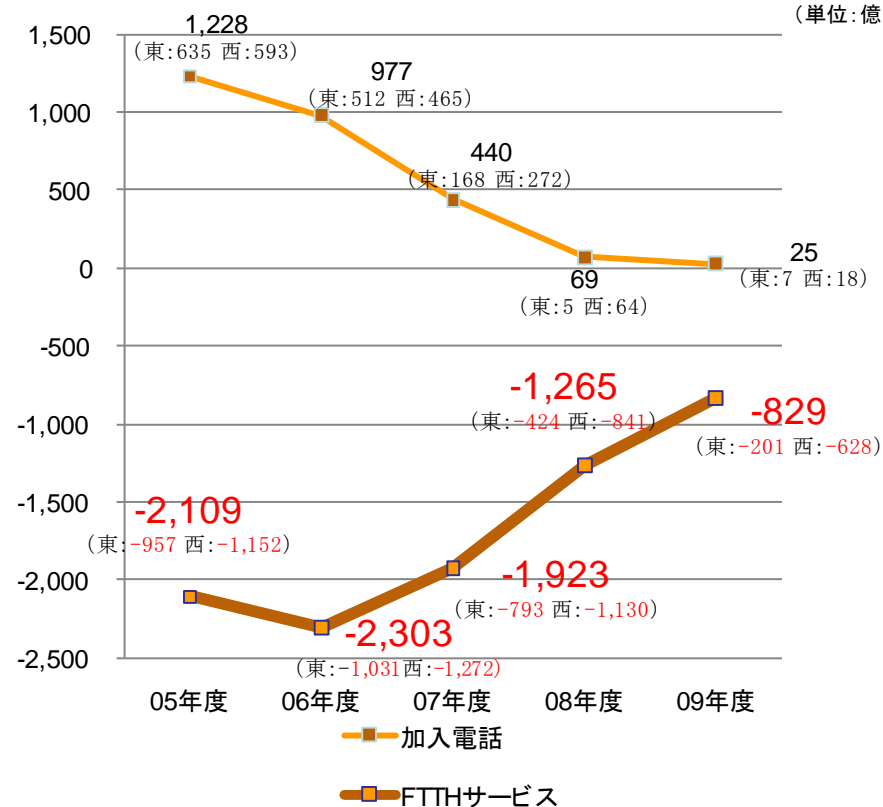


注1) 加入電話は、NTT東西に係る契約数の合計

注2) FTTHサービスは、フレッツ光(NTT東西)を含む全事業者に係る契約数の合計

NTT東西の加入電話及び FTTHサービスに係る営業利益の推移

（単位：億円）



注3) 加入電話サービスの営業利益は、NTT東西に係る営業利益の合計（ISDN、公衆電話等を含む）

注4) 05年度から08年度におけるFTTHサービス（フレッツ光等）の営業利益は、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の営業利益のうち、音声伝送役務に係る営業利益を除いたもの